

児童発達支援・放課後等デイサービスの指定基準について

＜人員基準＞

①主として重症心身障害児を通わせる場合 (児童発達支援のみ)		②①以外	
嘱託医	1人以上	指導員又は 保育士	・1人以上は常勤 ・障害児の数が10人まで2人以上 ・10人を超えるもの5人増えるごとに1人以上 ・機能訓練担当職員の数を合計数に含めることができる
看護師	1人以上		
児童指導員又は保育士	1人以上		
機能訓練担当職員	1人以上		
児童発達支援管理責任者	1人以上		
		児童発達支援管理責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)
		機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(支障がない場合は他の職務と兼務可)		

＜利用定員＞

10人以上、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援にあっては5人以上とすることができる。

＜設備基準＞

指導訓練室(1人当たり2.47㎡以上)、相談室、トイレ

指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えること

その他、必要な設備及び備品等を備えること

＊基準ではないが、独立した手洗い場、個別対応のできる個別指導訓練室があることが望ましい。

＊その他、建物の基準に関して

現行の建築基準法に適合した建物であるか(建築基準法改正後S56.6以降の建物、もしくは耐震診断等実施しており、耐震基準に問題のない建物)

当該事業を行うことが可能かどうか建物を所管している市町村の所管課、または建築安全センターにお問い合わせください。なお、必要な消防設備等についてはお近くの消防署にご確認ください。

<報酬>

	定員規模	基本報酬	児童発達 支援管理 責任者専 任加算	指導員加配加算
① 重心	利用定員 5 人	1,599 単位	410 単位	
	利用定員 6 人以上 10 人以下	819 単位	205 単位	
	利用定員 11 人以上	694 単位	102 単位	
② ① 以外	利用定員 10 人以下	622 単位 (*482)	205 単位	193 単位
	利用定員 11 人以上 20 人以下	455 単位 (*362)	102 単位	129 単位
	利用定員 30 人以上	366 単位 (*281)	68 単位	77 単位

報酬は利用定員の規模によって 1 日当たり 1 人ずつ算定する。

この他に家庭連携加算、訪問支援特別加算、福祉専門職員配置等加算、欠席時対応加算、特別支援加算、医療連携体制加算、送迎加算、延長支援加算、福祉・介護職員処遇改善加算がある。*については、授業終了後の放課後等デイサービスの単位

※重症心身障害児の場合、指導員加配加算、医療連携体制加算、送迎加算は算定できない。

※①を算定する際にはサービス提供時間中に看護師、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員をそれぞれ 1 人以上配置していること